

18歳から一人前!? ~成年年齢引き下げで18-19歳のトラブル急増?~

2022年4月1日から、成年となる年齢が、現行の20歳から18歳に引き下げられます。

成年になると何が変わる？

親の同意がなくても、1人で契約ができるようになります。その代わり、未成年の時にはあった「未成年者契約取り消し」（親の同意を得ず未成年者が行った契約は取り消すことができること）はなくなります。成人としての権利が与えられる半面、責任も生じるわけです。

成年に達するとトラブルが急増!?

成年年齢引き下げで問題となるのは、18-19歳の消費者トラブルの急増です。国民生活センターが取りまとめた近年の消費者トラブル相談件数の年度別推移を年齢別にみると、成年年齢に達する前の18-19歳に比べ、達した直後の20-22歳の件数が各年度とも2倍近くと急増しています。これは、20-22歳は成年になったばかりで、まだ社会経験が乏しく、契約などの知識も不十分であることに加え、悪徳業者から未成年者契約取り消しのなくなったばかりの時期に狙い撃ちされる事例も多いためと考えられています。こうした事情から、成年年齢が引き下げられると、18-19歳が新たなターゲットとなり、トラブルが急増する懸念があるのです。

金融リテラシーを高めてトラブルを避けよう

成年年齢引き下げ後における18-19歳の消費者トラブル急増を防ぐために、私たちができることは何でしょうか。

第一は、今日の社会においては誰でも被害者になり得るということを教え、「うまい話」を持ちかけられたときや契約などの際には、警戒心を持って慎重に対応するという心構えを若者に持たせることです。

第二は、若者が「金融リテラシー」を自ら高めていくことができるよう、日常の指導を通じて支援することです。金融リテラシーとは、お金や経済金融等の知識を身に付け、それを実際に使いこなす能力のことですから、実際の生活のいろいろな場面での具体的な指導が大切なのです。

第三は、トラブルに巻き込まれたら、消費者相談窓口「188（いやや）」に電話をして相談することです。

今からしっかり準備をして備えましょう。

参考資料：国民生活センターHP、消費者庁HP

愛媛県金融広報アドバイザー
氏兼惟和